

第17回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月25日(木) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人
会長 15番 中井 悟
会長職務代理 7番 西元 道啓
委員 1番 黒川 利光 2番 近藤 一祝
3番 高山 重人 5番 岩間 勇市
6番 宮武 正人 8番 吉田 靖志
9番 石井 妙司 10番 金子 辰四郎
11番 安田 伸二 12番 坂野 幸夫
13番 坂井 明治 14番 杉本 峯一
欠席委員 16番 伊藤 忠幸
- 4 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 農地法第6条第1項の規定による報告について
第8 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第9 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について
- 5 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則
農地係長 小柳 大騎

6 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これから第17回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

なお、欠席の申し出が伊藤委員からありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、3番 高山委員と5番 岩間委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第16回の総会以降の諸般について、報告いたします。

11月1日 収穫感謝祭、山村開発センター

11月14日 もみ殻熱利用実証プロジェクト、農家ハウス見学会、川崎隆行氏ハウス、椿新二氏ハウス

11月15日 後志地方農業委員会連合会、第3回役員会、共和町役場

11月21日 第10回米-1グランプリ in らんこし、山村開発センター

11月22日 薬用食物を活用した薬膳試作品発表会、山村開発センター

11月24日 町功労者表彰式、山村開発センター

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号現況証明願いについてを議題とします。
NO1～3について、一括、上程します。
担当調査員から順次、調査の報告をお願いします。

9番
(石井委員)

番号1番についてご説明いたします。場所はですね、〇〇になりますが、〇〇の前を通りまして、〇〇方面に〇〇下ったところですが、今は〇〇ですけど、その隣の〇〇さんの自宅の周りになります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

11番
(安田委員)

2番、について説明いたします。〇〇で出ていた土地になっております。その時に西元委員、吉田委員と私の3名で両方確認をしました。公簿地目原野と宅地となっておりますが、現況は農地であると確認してきました。場所ですが、〇〇さん宅の住宅の横になります。よろしく願いいたします。

7番
(西元委員)

3番、〇〇の時に、私と安田委員、吉田委員の3名で現地を確認して参りました。場所に関しましては、〇〇下りまして、〇〇から〇〇にぶつかる所があるのですけれども、〇〇と〇〇のちょうど境に当たる所となります。そこから〇〇の方へ上がって行く道路を〇〇位行きますと、小高い丘のようになっている所に一団地。ちょっと奥の所の山郷になるのですけれども、一団地。確認した結果、採草放牧地以外でしたことをご報告させていただきます。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

質疑なしと認めます。
議案第1号は、調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。

日程第5、議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
NO1～5について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。

令和3年11月25日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成19年3月28日から平成29年3月29日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年11月12日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年11月25日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和1年11月6日から令和5年4月30日までで強化法によるものです。通知年月日は令和3年11月12日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年11月25日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和1年11月6日から令和5年4月30日までで強化法によるものです。通知年月日は令和3年11月4日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年11月25日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するもので、来月総会にて上程予定です。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和2年5月29日から令和12年5月27日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年11月17日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年11月25日です。解約の理由は、譲渡するため、解約するものです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成31年1月30日から令和6年1月29日及び令和2年4月30日から令和7年4月27日までで農地法によるものです。通知年月日は令和3年11月11日、解約成立年月日と土地引渡の日は令和3年11月25日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

なお、この案件と、この後出てくる議案第3号3番～8番まで

の案件はひとつの図面にまとめております。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

7 番
(西元委員)

番号1番、内容については事務局説明の通り譲渡するために解約するためのものございます。場所に関しましては、〇〇から〇〇に降りてくるところに1つ、そこから山の方に上がっていく道路〇〇さんの住宅の周りの農地でございます。

5 番
(岩間委員)

番号2番～5番、内容については事務局説明の通りであります。場所のみ説明いたします。〇〇さんと〇〇さんの件、場所は〇〇さんの家の前の道路向かいの〇〇方面に向かっていったら左の方に入りまして、その中にある土地であります。

3番については2番の隣接地となります。

4番につきましては、〇〇さんの家の隣に〇〇さんの住宅があります。その裏側をずっと山の方に上がって行って田んぼが一並びありまして、田んぼの上の方の一角になります。

5番は、〇〇さんと〇〇さんの件ですけれども、図面の上側の方の一角になります。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議 長

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし

議 長

議案第2号は、原案のとおり受理することとします。

日程第6、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1～8について、一括、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定及び所有権の移転をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和3年11月25日提出。
蘭越町農業委員長名。

番号1番、譲渡人は北海道財務局、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡で、9月総会にて財務局より意見価格を求められた農地です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある国有地を売り渡すためです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、譲受人の圃場の中にある国有地を売り渡すものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです

番号2番、譲渡人は北海道財務局、譲受人は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡で、10月総会にて財務局より意見価格を求められた農地です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、譲受人の圃場の中にある国有地を売り渡すためです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、譲受人の圃場の中にある国有地を売り渡すものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和13年11月24日ま

での10年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため貸付するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番,田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借,価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和13年11月24日までの10年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため貸付するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号5番、貸主は〇〇さん、連名で〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番,田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借,価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和13年11月24日までの10年間です。

なお、〇〇さんについては、〇〇さんの連名により届出がされております。〇〇については、〇〇より〇〇へ選任されております。〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため貸付するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番,田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成

立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は田で、農地条件の良し悪しで2種類に分かれています。〇〇円及び〇〇円です。権利設定の日、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年11月24日までの5年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため貸付するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。権利設定の日、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年11月24日までの5年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため貸付するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号8番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定、新規の貸し付けです。貸付理由は耕作できないので、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。権利設定の日、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和8年11月24日までの5年間です。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、耕作できないため貸付するものであり、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

11番
(安田委員)

番号1番、〇〇さんの田んぼの件ですが、内容については事務局説明の通りです。場所につきましては、〇〇さんの住宅の奥の方に行きますと、〇〇がありまして、その〇〇の〇〇挟んだ先の田んぼになります。

5番
(岩間委員)

番号2番～8番、内容については事務局説明の通りです。場所ですが、2番の件、〇〇方面へ向かいまして、〇〇さんの住宅の手前側の圃場となります。

3番から8番は、別紙の図面の一覧になっている用紙です。

3番は、図面の右下田〇〇氏、〇〇氏となります。

4番につきましては、〇〇氏、〇〇氏となります。

5番につきましては、〇〇氏、〇〇氏となっている所となります。

6番は、図面の一番上の〇〇氏と〇〇と書かれている所になります。

7番につきましては、〇〇氏と〇〇、図面の左側左端になります。

8番は、図面のその下、〇〇氏と〇〇氏の部分であります。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議 長

質疑なしと認めます。

原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議 長

議案第3号については、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第7、議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第4号 農地法第6条第1項の規定による報告について、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和3年11月25日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1、令和3年10月27日付けで〇〇より、農地所有適格法人報告書の提出がありました。

内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。

今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

議案第4号については、原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。

日程第8、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1～4について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。

令和3年11月25日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年2月1日、対価の支払期限は令和4年1月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号2番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年12月9日から令和8年12月8日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇円、畑が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡で、議案第2号1番にて、解約した農地に畑部分を加えた場所となります。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円、畑で〇〇円です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年2月1日、対価の支払期限は令和4年1月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号4番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年12月9日から令和6年12月8日までの3年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

2番
(近藤委員)

番号1番2番について報告いたします。内容については事務局説明の通りです。土地については、1番借入した土地です。場所につきましては、〇〇に向かって〇〇さんと〇〇さん宅〇〇に向かうのぼり坂の手前にあります。

2番、〇〇さんと〇〇さん、場所は〇〇から山に向かって〇〇から入りまして、〇〇の手前であります。

7番
(西元委員)

番号3番に関してご報告申し上げます。内容については事務局説明の通りで売買でございます。今回の議案第2号で解約された水田とプラス畑も売買になります。〇〇さんの家の脇にある畑でございます。

9番

番号4番、内容については事務局説明の通りで、再び賃貸借と

(石井委員) いう事で、場所は、〇〇宅〇〇宅の交差点を左に曲がりまして〇〇ほど行きました。また交差点がありまして、左に〇〇さん宅があります。その裏手側一角になります。

議長 これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

14番 (杉本委員) 〇〇さんの案件の下の所にあるのはため池でしょうか。

2番 (近藤委員) ため池、水路については、一部町の水路もあるのですが、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんの3人共有で使っていた水路と水貯め3分の1の権利になるのだけれども、〇〇さんが次の耕作者に当たって次に引き継いでくる〇〇さんにそのまま譲るという話です。

全委員 異議なし

議長 質疑なしと認めます。

全委員 異議なし

議長 異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

本案のNO1～4について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

NO5について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、高山委員の退席を求めます。
暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO5について、事務局から説明願います。

事務局 (小柳係長) 番号5番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。

契約期間は、令和3年12月9日から令和8年12月8日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

6番
(宮武委員)

番号5番、内容については事務局説明の通りです。場所ですが、〇〇から〇〇方面に向かいまして〇〇の住宅の裏側となります。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。

全委員

異議なし

議長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。
本案のNO5について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

NO6について、上程します。
農業委員会法第31条、議事参与の制限により、
〇〇委員の退席を求めます。

暫時休憩します。(〇〇委員退席)

再開します。

NO6について、事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号6番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年12月9日から令和13年12月8日までの10年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇円、畑が〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

議長
1番
(黒川委員)

番号6番、内容については事務局説明の通りでございます。場所は、〇〇の〇〇挟んで向かいに〇〇さんの家があります。その裏手の一角になります。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。

全委員

異議なし

議長

異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

本案のNO6について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

暫時休憩とします。(〇〇委員着席)

再開します。

NO7～NO11について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(小柳係長)

番号7番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年12月9日から令和8年12月8日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年1月1日、対価の支払期限は令和3年12月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、分筆が終了したため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年1月1日、対価の支払期限は令和3年12月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。

10a当たりの価格は田で〇〇円で、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも対価の支払日、対価の支払期限は令和3年12月末日です。価格は総額で〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するものです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、譲受人の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号11番、利用権設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田が〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、令和3年12月9日から令和8年12月8日までの5年間です。価格は総額で〇〇円、10a当たりの価格は、田で〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。

別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件と

しては、借主の経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

1 番
(黒川委員)

番号7番、内容については事務局説明の通りです。場所は、○
○と○○を挟んで向かいに○○さんの家があります。その裏手
になります。もう一か所は、○○方面に向かいまして、○○と○
○の間にあります。

5 番
(岩間委員)

番号8番～11番、内容については事務局説明の通りです。場
所につきましても、8番は○○を○○方面に進みまして、○○の
方に過ぎましたら、○○さんの家の入り口を入りまして、ぐるっ
と山の裏側を周り回りまして、○○さんの家があります。その次
に○○さんの家がありまして、ずっと川の方へ降りていったところ
の土地であります。

9番につきましても、○○の件で、○○を○○方面に行きまし
て、先ほど説明ありました、○○さんの家の裏手田んぼが一流れ、
二流れとありまして、三列目の所にある土地であります。

10番につきましても、第2号議案の4番で解約されました土
地であります。場所は、○○さん宅の裏側に農道がありまして、
ずっと上って登っていた土地であります。

11番につきましても、○○さんの家の道路向かい○○さんの田
んぼがありまして、その次の並びの所にある一角になります。

議 長

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7 番
(西元委員)

確認なのですがけれども、9番で隣接する農地は○○で誰の土地
なのか。

事務局
(小柳係長)

先ほど、解約あった○○さん所有する土地で○○さんが賃貸し
て耕作している土地です。

本人に確認しておりまして、買う一筆の右側のところについて

は、〇〇さんと買った〇〇さんで賃貸する意向で、本来なら分筆して買うところなのですが、今後この部分は基盤整備が決まっております、今後分筆する予定があるのです。それまでは今言いました部分に関しましては、売買して登記が終わった後に賃貸借結んでそのあと分筆が終わったのちに売買の予定となっております。

全委員

異議なし

議長

質疑なしと認めます。
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

議長

本案のNO7～11について、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知いたします。

日程第9、報告第1号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について、事務局から報告願います。(別紙 資料)

報告第1号 農地法第30条に基づく利用状況調査結果について

事務局
(高田局長)

局長より説明

報告第1号 農地法第30号に基づく利用状況調査について

令和3年11月25日提出、蘭越町農業委員長名

お手元に利用状況調査リストをお配りさせていただいております。

先月10月18日、19日の2日間で実施いたしました、農地パトロールの調査結果を記載しております。

最終ページをご覧ください。今年度調査した土地の総筆数は132筆、面積が545,702㎡となっており、昨年度調査よりも57筆の増、面積にして180,706㎡の増となっております。

調査結果といたしましては、

遊休農地が39筆で213,585㎡

農地が40筆で137,221㎡

非農地が53筆で194,896㎡となっており、

調査筆数、面積ともに大幅に増やしておりますので

単純な比較はできないのですが、
昨年と比べ遊休農地は26筆86,505㎡の増となっております。

今後の手続き等につきましては、遊休農地の39筆について農業委員会から意向調査を送付することとします。また非農地とする土地につきましては、今までは現況証明による地目変更を土地所有者にお願いしておりましたが、今年度からは非農地通知を发出することとし、生前贈与の対象地でないか等の確認をした上で、次回の農業委員会総会にて发出について諮る予定でありますので、よろしくお願ひします。

非農地通知につきましては、参考資料をお手元に配布させていただいておりますが、この通知書により、現況証明書がなくても地目変更を行うことが可能となります。

なお、地目変更登記につきましては、申請書と非農地通知書、位置図があれば本人が法務局へ申請でき、本人が申請する場合には無料にて行うことができます。

また、今回の利用状況調査につきましては、町が来年度に予定しております、農業振興地域の見直しの資料として、町から協力を求められた部分もあり、例年に比べて調査筆数が増えておりますが、この結果を単純に農業振興地域の変更に結びつけるのではなく、本人はもとより土地改良区等への照会や、各種制度との関連を考慮しながら、注意深く行うよう町には求めることとし、来年度の農業振興地域の見直しにあたっては、町から意見等の求めがある場合につきましては、農地専門委員会等を開催したいと思っております。

7番
(西元委員)

質問：非農地通知書の件で、現在遊休農地もしくは非農地に認定された所に対して送るわけではないですよね？

事務局
(高田局長)

非農地の部分だけです。審査して送るかどうか確認して出します。

議長

それでは、その他の報告を事務局からお願いします。

(事務局から)

事務局
(高田局長)

次回総会は12月21日(火)13:30からを予定しております。

また、諸般の報告で報告ありました、

11月15日開催の後志地方農業委員会連合会役員会におきまして、北海道4区選出国會議員に対する要望書案が示されました。

内容についてはお手元に配布させていただいている資料1-1、1-2のとおりです。

なお、資料1-2につきましては宛名が異なるだけで内容は1-1と同じものとなっているため、2ページ以降については省略されております。

役員会の席上で中井会長より、資料1-1の2ページ 3農業経営安定対策の確立についての(2)農業後継者対策について、当農業委員会がかねてより要望しております、親元就農に対する支援拡大について触れられていないことについて質問をし、事務局側から親元就農への支援拡大についても要望書に加える旨の回答がありましたので、報告いたします。

また、現在事務局では、農業委員会来年度予算要求を作成中ですが、主な事業費としては、道外先進地研修視察について、コロナの影響により、昨年度、今年度ともに実施ができなかったことから、任期の関係上、来年度が今の農業委員体制で行う最後の機会となることから、全員が参加できるよう予算要求する予定であります。

また、後志地方農業委員会連合会研修視察につきましても、全員参加分の予算を計上する予定であります。

以上で報告を終わります。

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第17回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時00分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩

